（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五百一条　租税等の請求権（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第十五項に規定する租税等の請求権又は同法第百六十九条第十五項に規定する租税等の請求権をいい、同法第五十八条第三項に規定する共助対象外国租税の請求権を除く。以下この条において同じ。）を免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかったことにより、更生手続（同法第四条第一項に規定する更生手続又は同法第百六十九条第一項に規定する更生手続をいう。以下この条において同じ。）開始後懲役に処せられた場合における第百二十七条の規定による改正後の同法第百二十五条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二百九十五条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権は、更生手続開始後拘禁刑に処せられた場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権とみなす。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第五百二条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第百五十八条の規定による改正後の地方税法第二十二条の二十八第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役の刑」とする。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第五百三条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第百九十六条の規定による改正後の関税法第百四十六条第二項（第一号に係る部分に限り、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第十一条第三項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）、とん税法第十四条、特別とん税法第十二条及び関税暫定措置法第十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第百九十六条の規定による改正後の関税法第百四十六条第二項第一号中「拘禁刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条（刑法の一部改正）の規定による改正前の刑法第十二条（懲役）に規定する懲役の刑」とする。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第五百四条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第二百条の規定による改正後の国税通則法第百五十七条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条（刑法の一部改正）の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条（懲役）に規定する懲役の刑」とする。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五百五条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第二百三十六条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十四条第一項の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑の言渡しはそれぞれ拘禁刑の言渡しと、旧拘留の刑の言渡しは拘留の刑の言渡しとみなす。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置）

第五百六条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第二百四十二条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の四の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑の言渡しはそれぞれ拘禁刑の言渡しと、旧拘留の刑の言渡しは拘留の刑の言渡しとみなす。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五百七条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第四百十七条の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第七条（第二号ヌ及びルに係る部分に限る。）の規定の適用については、無期又は長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪は、それぞれ無期又は長期三年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五百八条　刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第四百三十六条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の八第一項及び第四項、第二十七条の九第一項並びに第二十七条の十三第四項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の十三第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第四章　その他

（経過措置の政令への委任）

第五百九条　この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

二　第二十九条、第五十二条、第四百六十四条、第四百六十五条、第四百六十九条、第四百七十条、第四百八十四条第一項並びに第四百九十一条第一項及び第五項の規定　刑法等一部改正法第二号施行日

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

2　この法律の施行の日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）の施行の日前である場合には、第四百二十四条第一号中「、第七十六条の二第一項及び」とあるのは、「及び」とする。

3　前項の場合において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十四章中第七十七条の前に一条を加える改正規定中「懲役」とあるのは、「拘禁刑」とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
外務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　壮
防衛大臣　岸　信夫

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄